

買収防衛策発動議案に関する
東邦HDのFAQ(6月9日)に対する3Dの見解


2026年6月12日



1. 3Dの開示資料は、株主の皆様が検証可能なように、一次資料が示す事実に基づき作成されたものです

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-1(2026年6月9日)

- 1 3Dの開示資料には事実に反する内容が含まれている
- 2 株主の皆様が誤解を生じさせる表現が含まれている

1. 会社(東邦HD)と株主(3D)で主張している内容が大きく食い違っています。議決権行使に際しては、どのように判断すればよいですか？ 

当社と3Dの開示資料をよく読んでご判断ください。なお、上記のとおり**1 3D開示資料には事実に反する内容が含まれております**が、事実に反するにも関わらず当該事実が存在するかのよう**2 株主の皆様が誤解を生じさせる表現が記載されております**ので、本FAQ等をご参照いただき、適切にご判断をいただきますようお願い申し上げます。

3

3Dの見解

- 1 3Dの開示は一次資料が示す事実に基づき、検証可能な形で行われています
 - 3Dの開示は供述調書原文、誓約書案、NDA案、メール、取締役会宛書簡、判決文等の一次資料に基づき出所を明示しています(全開示資料については[こちら](#))
 - むしろ「事実に反する」とのレッテル自体が根拠を示さない主観的意見です
- 2 東邦HDの開示方針こそが情報の透明性を低め、株主を誤解させるものです
 - 東邦HDは、計116問への3Dの回答書(計144頁)を株主に開示しないまま、その一部のみを自社の結論に沿う形で選別的に引用し、3Dが提出した議決権の上限を30%とする誓約書案の存在も開示してきませんでした(WP41頁ご参照)
 - 株主の検証材料を秘匿しているのはどちらの側か、という観点からご判断いただけますと幸いです

株主の皆様におかれましては、次頁以降の、東邦HDと3Dの主張、及びこれまでの開示資料をご確認いただいた上で、適切にご判断いただきますようお願い申し上げます
(全開示資料については[こちら](#))

2-1. 3Dの過去のトラックレコードと自らの意向に沿った経営を『強制』する手段の不存在に照らせば、『3Dによる短期的利益の追求』との東邦HDの主張は事実と矛盾します

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-2(2026年6月9日)

- ① 3Dの目的は、強い影響力を獲得し、3Dの意向に沿った経営の強制をすることにより短期的な利益を追求することである

2. 3Dは当社株式の取得を「純投資」と主張していますが、正しいのでしょうか？ 

いいえ、**① 3Dは、3Dによる本大規模買付行為等の真の目的は、純投資ではなく、当社経営に強い影響力を獲得することで、自らの意向に沿った経営を当社に強制し、自らの短期的な利益を追求することにあると考えています。**

3Dは、当社に対し**① 戦略検討委員会の設置**、同業他社との経営統合・業界再編、資産の見直しを前提とした株主還元など、自らの短期的利益に資するような、当社の経営方針そのものに深く関わる事項を繰り返し求めてきました。また、当社が3Dの要求に応じない場合には、保有する議決権を背景**① 株主提案や臨時株主総会の招集請求、パブリック・キャンペーンの実施などを示唆**してきた経緯もあります。

このような経緯を踏まえると、本大規模買付行為等は、単に株式の値上がり益や配当を目的とする受動的な投資にとどまらず、当社経営に対する影響力を高め**① 自らの意向に沿った経営判断を当社に強制**しようとしていると評価することが合理的であると考えております。

3Dが「純投資」や「経営支配権」を取得しないことを殊更に強調することは、本大規模買付行為等の真の目的を隠し、株主の皆様にご迷惑を生じさせようとするものであると考えています。

3Dの見解

- ①
- 「短期的利益の追求」は、5年超の保有実績その他の事実と矛盾します
 - 3Dの東邦HDへの投資期間は2020年7月から**既に5年を超えています**([WP44頁ご参照](#))
 - **過去の投資先でも企業価値や少数株主の利益を毀損しうる行為を行った実績は一切なく**([WP10頁ご参照](#))、本件でも専門家を起用した計398頁の企業価値向上策の公表など、真摯な分析・検討を行ってきました([WP85頁ご参照](#))
 - 「自らの意向に沿った経営を強制」する手段は存在せず、根拠とされる事実はいずれも前提を誤っています
 - 3Dが提案した戦略検討委員会は、検討結果を取締役に「報告」する諮問機関にすぎず、委員も独立した人物を、東邦HDと協議の上選任する前提であり、**3Dの意向を強要しない構造**でした([WP32頁ご参照](#))
 - 3Dは、**個別の施策の実施を強要しないことを回答書で約束**しています([WP99頁ご参照](#))
 - **意思決定は東邦HDの経営陣に委ねつつ**、ガバナンス改善・企業価値向上に向けた対話を行うものであると明言しています([WP34頁ご参照](#))
 - 株主提案、臨時株主総会招集請求、キャンペーンなどは、株主の判断を仰ぐための**会社法上の正当な株主権の行使であり、「強制」の手段ではありません**([WP97頁ご参照](#))

2-2. 3Dは保有目的を『助言・重要提案行為を行うこと』を含めて一貫して開示しており、『真の目的を隠している』との主張は成り立ちません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-2(2026年6月9日)

- ② 3Dは、「純投資」や「経営支配権」を取得しないことを殊更強調して、真の目的を隠し、株主の皆様にご迷惑を生じさせようとしている

2. 3Dは当社株式の取得を「純投資」と主張していますが、正しいのでしょうか？ 

いいえ、当社は、3Dによる本大規模買付行為等の真の目的は、純投資ではなく、当社経営に対する強い影響力を獲得することで、自らの意向に沿った経営を当社に強制し、自らの短期的な利益を追求することにあると考えています。

3Dは、当社に対して、戦略検討委員会の設置、同業他社との経営統合・業界再編、資産の見直しを前提とした株主還元など、自らの短期的利益に資するような、当社の経営方針そのものに深く関わる事項を繰り返し求めてきました。また、当社が3Dの要求に応じない場合には、保有する議決権を背景に、株主提案や臨時株主総会の招集請求、パブリック・キャンペーンの実施などを示唆してきた経緯もあります。

このような経緯を踏まえると、本大規模買付行為等は、単に株式の値上がり益や配当を目的とする受動的な投資にとどまらず、当社経営に対する影響力を高め、自らの意向に沿った経営判断を当社に強制しようとしていると評価することが合理的であると考えております。

- ② 3Dが「純投資」や「経営支配権」を取得しないことを殊更に強調することは、本大規模買付行為等の真の目的を隠し、株主の皆様にご迷惑を生じさせようとするものであると考えています。

3Dの見解

- ② 「真の目的を隠している」との主張は、事実と矛盾します
- 3Dは一貫して、保有・追加取得の目的を「純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為を行うこと」と、大量保有・変更報告書、大規模買付行為等説明書、回答書等で説明しています([WP38頁ご参照](#))
 - 状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為を行うことは明確にしており、東邦HDの「真の目的を隠し、株主に誤解を生じさせようとしている」との主張は、事実と矛盾します

3-1. 追加取得により、3Dが実質的に拒否権を取得し、強い影響力を持つという主張は、東邦HDが自ら示した水準を事後的に変更するものであり、発動のためのご都合主義と言わざるを得ません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-3(2026年6月9日)

- ① 3Dは、「経営支配権」や、実質的に特別決議事項の拒否権を取得することによる強い影響力を取得する

① 3. 3Dは「経営支配権」を取得しないと主張していますが、正しいのでしょうか？



いいえ、3Dは、本大規模買付行為等により、当社の経営に対するより強い影響力を獲得することになります。

3Dの本大規模買付行為等は上限が27%に設定されており、議決権の過半数を取得するものではありませんが、当社の過去の株主総会における議決権行使率や株主構成を考慮すれば、実質的に特別決議事項に関する拒否権を取得することになるとどまらず、普通決議事項についても、上場会社の経営陣としては、3Dの意向に十分に配慮しなければならなくなり、3Dが当社の重要な経営判断について極めて強い影響力を持つこととなります。

さらに、これまでの3Dの言動や投資行動を踏まえれば、本大規模買付行為等の後に追加取得を行う可能性も否定できないものと考えております。

5

3Dの見解

- ① 27%上限は、東邦HD自身が主張した「拒否権水準」を下回るよう設定したものであり、「実質的に拒否権を取得する」ため強い影響力を獲得するという主張は発動の結論を導くためのご都合主義によるものです
- 3Dは、経営支配権の懸念を生じさせないよう、東邦HDが導入時に主張した拒否権水準(27.17%)を下回る割合を、追加取得の上限に自主的に設定しています(WP94頁ご参照)
 - にもかかわらず「27%でも実質的に拒否権を取得する」と主張することは、東邦HDが自ら示した水準を事後的に変更するものであり、発動のためのご都合主義によるものと言わざるを得ません
 - なお、3Dは拒否権を行使する意図も具体的に拒否権を行使することを想定している特別決議事項もない旨明言しています(WP95頁ご参照)

3-2. 3Dは普通決議を単独で左右しえず、「追加取得の可能性」は誓約書案の受領を拒否した東邦HD自身により作出されたものです

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-3(2026年6月9日)

- ② 普通決議事項についても、3Dの意向に配慮する必要があるため、3Dは極めて強い影響力を取得する
- ③ 3Dは本大規模買付行為等のあとに追加取得を行う可能性がある

3. 3Dは「経営支配権」を取得しないと主張していますが、正しいのでしょうか？



いいえ、3Dは、本大規模買付行為等により、当社の経営に対するより強い影響力を獲得することになります。

3Dの本大規模買付行為等は上限が27%に設定されており、議決権の過半数を取得するものではありませんが、当社の過去の株主総会における議決権行使率や株主構成を考慮すれば、実質的に特別決議事項に関する拒否権を取得することになるとど

ま② 普通決議事項についても、上場会社の経営陣としては、3Dの意向に十分に配慮しなければならなくなり、3Dが当社の重要な経営判断について極めて強い影響力を持つこととなります。

さ③、これまでの3Dの言動や投資行動を踏まえれば、本大規模買付行為等の後に追加取得を行う可能性も否定できないものと考えております。

5

3Dの見解

- ② 議決権構成を踏まえても、3Dは、普通決議の結果を単独で左右し得ない(WP96頁ご参照)ため、経営陣が3Dの意向に配慮せざるを得ない状況とはなりません
 - 東邦HDの主張する議決権行使比率(81.5%)を前提としても、3Dは普通決議の結果を単独で左右しえません
 - 東邦HDが「3D以外のわずか13.8%の賛成で可決可能」とする水準は、安定株主を考慮した場合、議決権を行使する一般株主の約44%の賛同に相当し、これは一般株主の皆様の判断そのものです(WP96頁ご参照)
- ③ 「追加取得の可能性」のリスクは東邦HD自ら作出したものです
 - 3Dは取得上限27%を明示しており、買収防衛策導入以前にも、議決権30%を上限とする拘束力のある誓約書案を自主的に提出しています(WP8頁参照)
 - 取得上限の合意が成立していないのは、東邦HDがこの誓約書案について、取得上限の割合を含め、3Dと対話せず、拒絶したためであり、「追加取得の可能性」というリスクを作出したのはむしろ東邦HD側です(WP8頁参照)

4. 3Dは、株主の皆様への自主的な企業価値向上策の公開、三度にわたる情報提供要請への回答を行っており、「時間と情報の確保」に向けた最大限の対応を実施しています

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-4(2026年6月9日)

① 追加取得の是非について、株主の皆様が判断するための、時間と情報を確保する必要がある

4. 3Dが主張するように、「純投資」であり、「経営支配権」を取得しないのであれば、本対応方針は必要ないのではないのでしょうか？



いいえ、Q2、Q3 の回答のとおり、3Dによる本大規模買付行為等の真の目的は、純投資ではなく、当社経営に対する強い影響力を獲得することにあると考えられます。そのため、本対応方針により、3Dが本大規模買付行為等を通じて当社経営に対する強い影響力を獲得することの是非について、株主の皆様が十分な情報と時間のもつ適切な判断できる機会を確保する必要があると考えております。

6

3Dの見解

- 株主の皆様への時間と情報の確保に向けて3Dは最大限の対応を実施しています。3Dは、大規模買付行為等説明書(15頁)の提出、ガバナンス提言(32頁)、および三度にわたる情報提供要請への回答(計144頁)の公表を行い、導入前にも、自主的な企業価値向上策の公開を行っています
 - 本買収防衛策における取締役会の評価期間は一度延長され、導入から発動相当の判断まで約6か月、大規模買付行為等説明書の提出からも147日¹が経過しており、検討時間も十分に確保されています(WP47頁ご参照)
- むしろ情報の透明性を損ねているのは東邦HD側です
 - 東邦HDは、3Dによる議決権の上限を30%とする誓約書案の存在を開示せず(WP12頁ご参照)、計116問の情報提供要請への3Dの回答書を株主に開示しないまま、その一部のみを発動の結論に沿う形で選別的に引用しています(WP12頁ご参照)
 - 「時間と情報の確保」を掲げながら、株主の判断に重要な情報を秘匿する東邦HDの開示方針は、買収防衛策の目的と矛盾しています

①

3Dが買収防衛策導入後に公表した資料等は、特設サイト「[コンパウンド東邦](#)」に記載のとおりであるため、3Dの公表した情報が十分であるか否かについては、株主の皆様においてご判断いただけますと幸いです

5. 誓約書案の非開示を正当化する東邦HDの説明はいずれも成り立ちません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-5(2026年6月9日)

3Dの見解

- 1 誓約書案について、隠蔽した事実はない
- 2 30%までの取得を許容する誓約書案については合意できるものでなかった

5. 3Dが最大30%までしか買わない旨の誓約書案を出して歩み寄ったのに当社が無視したのは事実でしょうか？当社はこの事実を隠蔽したのでしょうか？



いいえ、**1**、株主の皆様に対して、誓約書案の存在を隠蔽した事実はありません。3Dによる誓約書案は、開示の必要性が認められなかったため、開示を行っておりません。

そもそも、当社は、3Dが買い増しを行って当社の経営に対して強い影響力を獲得すること自体について慎重に検討する必要があると考えていたため**2**、30%までであれば3Dが当社株式を取得することを許容したことは一度もなく、それを前提とした誓約書案は合意できるものではございませんでした。

また、誓約書案は、当社からの要請なく、3Dから一方的に提示されたものであり、その内容も、1年間に限ったものである上、市場内取引による買付けのみを行わないとするもので、公開買付けなどその他の方法による取得は否定されていないものでした。

7

- 1 誓約書案の非開示は、株主の判断に重要な情報の隠蔽にほかなりません

- 東邦HDは発動根拠として「3Dによる買い上がりリスク」や「強圧性」を株主に説明しますが、買付上限を約束する**誓約書案の存在は、「買い上がりリスク」や「強圧性」の判断を左右する極めて重要な情報**です
- 東邦HDは、2月12日付けの資料の公表まで、誓約書案の存在と非開示の事実を認めませんでした。このような重要な情報につき「開示の必要性が認められなかった」との説明は成り立ちません

- 2 「30%の取得を許容したことはない」との説明は、論点のすり替えです

- 合意できる内容か否かにかかわらず、その存在を株主に開示することは可能であり、「**合意できなかったこと**」は「**存在を秘匿したこと**」の理由になりません
- 東邦HDは、**誓約書案の受領後、取得上限の割合を含め、3Dに対して一切の回答・修正協議を行っていません(WP47頁ご参照)**。協議を拒否した側が、**事後的に誓約書の内容をもって非開示の理由とする**ことは背理です
- 誓約書案に関する東邦HDとのやりとりの詳細は「[当社による東邦HD株式の追加取得に関するご説明資料](#)」10頁をご参照ください

6. 東邦HDの主張する『企業価値毀損のおそれ』は仮定を重ねた憶測にすぎず、3Dの書面による約束とも矛盾します

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-6(2026年6月9日)

- 1 3Dは、経営に対して強い影響力を有する
- 2 3Dが、事業特性を踏まえず、短期的な財務指標や株主還元を過度に優先する施策を強要し、ひいては企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある

6. 本対応方針はでたらめである、当社が架空の緊急事態をでっち上げているとの指摘がありますが、正しいのでしょうか？



いいえ、現実に行われようとしている3Dによる当社株式の本大規模買付行為等に対応するために導入されたものであり、そのような事実は一切ありません。

当社は、3Dが本大規模買付行為等を行った場合、**1 当社の経営に対して強い影響力を及ぼすことになるとし、2 3Dが当社の事業特性を十分に踏まえず、短期的な財務指標や株主還元を過度に優先する施策を当社に強制する可能性があり、その場合、中長期的に企業価値ひいては株主価値が毀損されるおそれがある**と考えております。

このような状況において、3Dによる当社株式の本大規模買付行為等の是非について、株主の皆様がご判断できるようにするために本対応方針を導入いたしました。

8

3Dの見解

- 1 3Dは、本取得により強い影響力を取得することにはならず、本FAQは前提を欠いています([本スライド5頁](#)、[WP92頁～97頁等ご参照](#))
 - 「企業価値毀損のおそれ」は、仮定の積み重ねにすぎず、具体的根拠を欠きます
 - 「強制する可能性があり」「毀損されるおそれがある」という二重の仮定のみで、**毀損が生じる具体的なメカニズムも蓋然性も示されていません**
 - 3Dには、**法的に整理された企業価値毀損的行為の類型に該当する過去の実績は、一切ありません**([WP10頁ご参照](#))
 - 「短期的施策の強制」は3Dの書面による約束を無視した主張です
 - 3Dは回答書において、**実施する施策はいずれも取締役会が自律的に判断すべきものであり、その実施を強制しないことを明言しています**([WP99頁ご参照](#))
 - 定性的な価値の強調による正当化は、経産省指針に反します
 - **経済産業省は「企業価値は定量的な概念」であり、「経営陣が定性的な価値を強調することで保身を図るべきではない」と整理しています**([WP100頁ご参照](#))。
 - 「**事業特性を十分に踏まえず企業価値が毀損されるおそれがある**」という定性的な理由のみで発動を正当化する本FAQにおける主張は、この指針と**整合しません**。なお3Dは、東邦HDの医薬品卸事業の社会インフラとしての価値を深く尊重する旨を回答書で明示しています([WP100頁ご参照](#))
- 2

7+12. 東邦HDが保身を防ぐ仕組みであると主張する独立委員会の委員長は、独立性に疑義がある小谷氏であり、保身目的での濫用を排除する機能を有していません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ- 7及び12(2026年6月9日)

- 1 発動においては、独立社外取締役3名から構成される独立委員会の勧告が尊重されるため、保身のための濫用はされない
- 2 小谷氏は、取引先であるMSD社の出身だが、退社後10年以上経つため、独立性に問題はない

7. 本対応方針は、経営陣の保身のために悪用することはできるのでしょうか？

いいえ、当社が導入した本対応方針は、経営陣の保身のために悪用することはできない仕組みになっております。

具体的には、本対応方針に基づく対抗措置は、買収者が手続に従わず緊急性がある例外的な場合を除き、取締役会のみで判断で発動することはできず、株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことが必要になっております。

1 対抗措置の発動については、当社の独立社外取締役3名から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重する仕組みとしております。

この1 当社の本対応方針は、取締役の恣意的な利用は排除されており、そもそも、経営陣の保身のために濫用されることができないものになっています。

12. 当社の社外取締役は独立性を欠いているのでしょうか？

いいえ、いずれの方も十分な独立性を有しております。

加茂谷氏は、当社の連結子会社の取引先の顧問ですが、同社の業務執行にかかわっておらず、2 小谷氏は、当社の連結子会社の取引先の出身者ですが、10年以上前に退職をしており、取引先の業務執行に影響を与える立場ではありません。両氏の独立性に問題はなく、東京証券取引所の基準を満たしているため独立役員として届出を行っております。なお、加茂谷氏は本株主総会の終結時をもって退任し、新たにより独立性の高い伊藤氏を社外取締役として選任することを上程する予定です。

3Dの見解

- 1 現に、独立委員会の下で、濫用的なプロセスが行われています
 - 経営支配権の取得を前提とした誘導的な質問を含む計116問の情報提供要請が繰り返され、回答の有無にかかわらず発動相当の結論ありきの構造になっていました(WP70頁・71頁ご参照)
- 2 独立委員会は、実質的な独立性を欠いています
 - 独立委員会の委員長を務める小谷氏は、東邦HDの取引先であるMSD社の出身で、現在も同社系財団の評議員やMSD社と業務提携するノボキュア社の代表取締役を務めるなど、継続的な縁故関係にあります(WP65頁・68頁ご参照)
 - 経産省は、買収防衛策の判断局面では東証基準を超える実質的な独立性を要求しており(WP63頁ご参照)、また形式的に委員会を設置しその勧告に従ったことのみをもって直ちに判断の正当性は担保されないとしています(WP67頁ご参照)

8+9. 保身目的の疑義は客観的事実に裏付けられており、東邦HDはこれを払拭する合理的な説明をできていません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-8及び9(2026年6月9日)

① 3Dによる供述調書の提示と、買収防衛策の導入は一切関係がなく、買収防衛策は、過去の不正の追及を避ける保身のためではない

8. 本対応方針は経営①過去の不正の追及を避けるために「保身」のために導入されたのでしょうか？どのような目的で導入されたのでしょうか？

いいえ、本対応方針は特定の株主が当社の経営に対する強い影響力を獲得することによって企業価値・株主共同の利益の毀損につながるおそれがあるため導入したもので、①決して経営陣の保身のためではありません。

そのため、取締役会のみでの判断で対抗措置の発動を決定するのではなく、本株主総会において株主の皆様のご意思を確認することとしております。

9. 本対応方針が導入されたタイミングが3Dから供述調書が提出された2か月後とのことですが、供述調書への追及を避けたために本対応方針が導入されたのでしょうか？

①いいえ、3Dによる供述調書の公表と当社の本対応方針の導入は、一切関係がございません。

3Dは、2025年定時株主総会終了後、当社株式を約19.1%まで買い増しを行う一方で、当社に対し、同年7月11日付で当社株式を最大で30%まで買い集めることを決定した旨を通知しました。その後3Dは、同年8月20日まで毎営業日に取引を行い、約21.2%まで買い増しを進めたくうえで、同年9月から10月にかけて、当社に対し、3Dの意向を強く反映することが可能となる仕組みを前提とした戦略検討委員会の設置を要求し、戦略検討委員会が設置されなければ臨時株主総会の招集請求を行う旨を示しました。

このような状況を受けて、当社としては、3Dが適切な情報開示をしないまま、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは経営に対して重要な影響力を獲得し、それを背景として、3Dの意向に沿った経営判断を当社に強要しようとしていることが強く疑われる状況にあるため、当社の株主の皆様が十分な時間と情報を持ったうえで買収の是非を判断できるようにする必要があると判断し、本対応方針を導入いたしました。

3Dの見解

① 「保身のためではない」との東邦HDの主張は、合理的根拠を伴わない断言にすぎません

- 保身目的の疑義は、以下の各客観的事実に裏付けられます

- ①供述調書提示のわずか2か月後の防衛策導入という時間的接近性(WP16頁ご参照)
- ②供述調書が、枝廣CEO・馬田COO両氏の善管注意義務違反の疑いを示唆するものであること(WP55頁ご参照)
- ③その疑いの当事者である両氏が、発動相当を判断した取締役会の構成メンバーであること

- 一方、保身目的の疑義を払拭する理由について、東邦HDは何ら合理的な説明を出来ていません

10+11.未発覚の不正が存在することは供述調書の記載そのものであり、本人による否定のみに依拠してこれを覆すことはできません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ- 10及び11(2026年6月9日)

- 1 東邦HDにおいて未発覚の不正問題はなく、枝廣CEO、馬田COOは、受注調整が行われていたことを認識していたことを明確に否定している
- 2 監査等委員会は、供述調書の信用性は低いと認定している

10. 現経営陣には未発覚の不正に関与していた疑いが極めて強いとのことですが、事実でしょうか？発覚していない不正問題があるのでしょうか？

いいえ、当社において未発覚の不正問題はございません。当社は約6～10年前に独占禁止法違反があり、過去に不祥事が発生したことは事実ですが、当社はこれまでの不祥事事案に真摯に向き合い、再発防止策やガバナンス体制の様々な強化策を策定・実行してきました。1 3D開示資料においては、あたかも、当社において未発覚の不正事案が存在し、その追及を逃れるために本対応方針を導入したかのような記載がなされておりますが、全くの事実無根です。

11. 3Dが公表している供述調書に記載されている内容は全て事実でしょうか？

いいえ、枝廣CEO及び馬田COOのいずれも3Dが指摘する独占禁止法違反事案の受注調整が行われていたことを認識していたことについて明確に否定していますし、そのことは本人の説明だけでなく、その他の事実関係とも整合しています。2 監査等委員会による独立した調査においても、供述調書は信用性が低いと認定した上で、枝廣CEO及び馬田COOが受注調整が行われていることを認識し得たとはいえないと判断されています。

3Dの見解

- 1 「未発覚の類似事案の示唆」は3Dの創作ではなく、枝廣・馬田両氏による供述調書の記載そのものです(WP15頁、同53頁ご参照)
 - 枝廣CEOは供述調書において、JCHO入札の当時から医薬品4大卸の同業他社間で「受注調整などを行っているのであろうと思っていました」と述べ、馬田COOも受注調整が「当たり前のように行われていたことは昔から承知」していたと供述しています(WP53頁ご参照)
 - 供述調書にこれらの記載が存在すること自体は否定しようがなく、「全くの事実無根」との表現こそが、事実と反します
- 2 責任追及の対象となる「本人による否定」は、検察官面前での供述の信用性を覆す根拠たり得ません
 - 供述調書が「誘導的・威圧的な取調べ」の下で作成されたとする根拠として主張されているものは、責任追及の対象であるCEO及びCOO自身の手帳・インタビューのみであり、責任追及の対象となる本人の発言のみに依拠し、その信用性を否定することは不合理です
 - 「東邦薬品」自身が、当時の裁判において供述調書の信用性を認めており、事後的に信用性を否定することは不合理です
 - 「誘導的・威圧的な取調べ」をしたと東邦HDが主張する当時の検察官が、後日東邦HDの顧問弁護士に就任している事実も存在(WP61頁ご参照)>>次ページ参照

10+11. の補足「誘導的・威圧的な取調べ」をしたとされる検察官が、後日、東邦HDの顧問弁護士に就任しています

供述調書を作成した検察官として、
H氏の署名と印鑑が確認されます



黒塗り箇所の氏名は完全に一致していることを確認

- ※ 他に同姓同名の弁護士は存在しないことを、日本弁護士連合会の検索システムで確認済
- ※ 当該弁護士の所属事務所のHPより、前職が検察官だったことを確認済（プライバシー保護の観点から氏名は黒塗り）

H氏は、後日、東邦HDの顧問弁護士として
日大事件の取材対応にに応じていました（現在も顧問弁護士かは不明）



医薬経済 7.1 2024
『「独断と欲」で経営危機に陥る東邦HD』

これが供述調書など裁判資料に記された内容だが、東邦HD側の認識はどうか。「東京ミッドタウン八重洲」に構える都内本社で6月12日、枝廣弘巳代表取締役CFO、馬田明専務取締役（東邦薬品社長）、さらに顧問弁護士のH氏が列席するという異例の体制で取材に応じて。

13. 3Dは116問全問への回答を含む十分な情報提供を行っており、『不十分』との評価は際限のない情報要求にほかなりません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-13(2026年6月9日)

- ① 3Dは多くの資料を公表しているが、内容を検討すると、情報提供は不十分であり、具体的な経営方針、企業価値向上策を示していない
- ② 東邦HDからの質問についても、最低限の回答しかしていない

13. 3Dは多くの資料を公表しているとのことですが、それでも情報提供が不十分なのでしょうか？

は、① 3Dは多くの資料を公表していますが、その内容を検討すれば、十分な情報が提供されているとはいえないと考えております。

例え、① 経営方針ないし企業価値向上策として、ガバナンス体制の整備という抽象的な主張を繰り返し行うのみであり、経営支配権の取得を目的としないことを理由として、その他に① 経営方針ないし企業価値向上策を示していません。その他の事項について、② 当社の質問に対して、最低限の情報を回答するのみで、それ以上の情報については回答を拒絶しています。

15

3Dの見解

- ① 経営支配権を取得しない株主に対し、経営方針の提示を求める前提自体が不合理です
 - 3Dは経営支配権の取得を目的とせず、経営は東邦HDの経営陣に委ねられます。経産省も、フィナンシャル・バイヤーが経営方針を示さないことのみをもって目的の正当性は否定されないと整理しています(WP84頁・101頁・102頁ご参照)
- ②
 - 3Dの情報提供の実績は、「最低限」「抽象的」との評価と相容れません
 - 3Dは、企業価値向上策やガバナンス提言書を公表し、計116問の情報提供要請に全問回答(計144頁)しています(次頁、WP11頁ご参照)。本FAQは、具体的に何が「不十分」であるのか、示していません
 - 際限のない情報要求によって発動を正当化する運用は、経産省指針が明確に否定するものです
 - 経産省は「延々と情報提供を求めることを可能とするような設計や運用」は許容されないとしています(WP70頁ご参照)
 - 「回答しても不十分、回答の射程を限定すれば回答の拒絶」と評価する本FAQの姿勢は、結論ありきの情報提供要請そのものです。なお、その「不十分」とされる回答書すら株主に開示していないのは東邦HD自身です(WP12頁ご参照)。

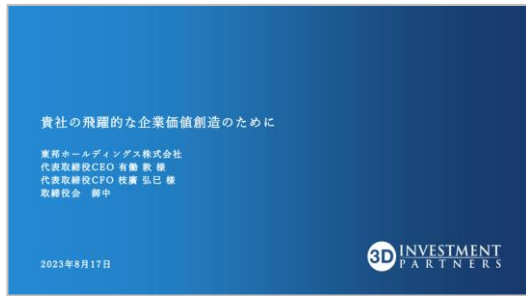
13の補足：3Dは詳細な企業価値向上策や、計116問の質問への回答の自主的な開示を行っております。 株主の皆様におかれましては、開示資料をご覧の上、ご検討をお願いします

3Dは買収防衛策導入以前から、企業価値向上に向けた詳細な提案を作成し、株主の皆様にも公表しています

また、東邦HDからの計116問の情報提供要請にも最大限対応しております

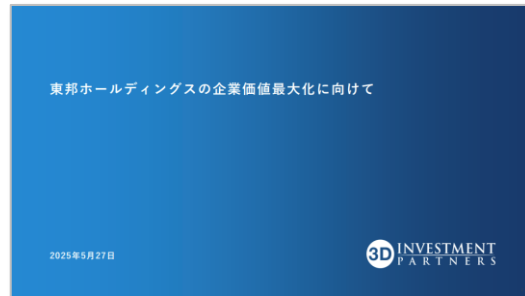
以下合計**398**ページ

2023年8月公表
「貴社の飛躍的な企業価値創造のために」



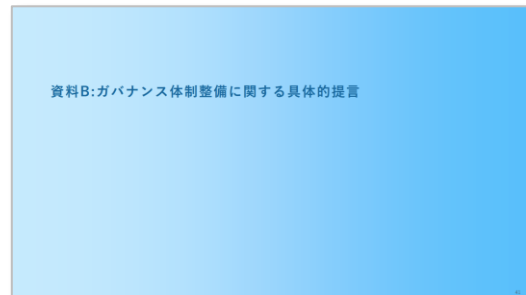
※ [開示はこちら](#)

2025年5月公表
「東邦ホールディングスの企業価値最大化に向けて」



※ [開示はこちら](#)

2026年1月公表
「3Dによる東邦HD株式の追加取得に関するご説明資料」



※ [開示はこちら](#)

2025年12月公表
「東邦HDの企業価値を蝕む病理について」



※ [開示はこちら](#)

過去の資料一覧は [こちら](#)



2026年1月23日
情報提供要請①



7営業日後
回答書① 提出・公開

※ [開示はこちら](#)

2026年2月25日
情報提供要請②



15営業日後
回答書② 提出・公開

※ [開示はこちら](#)

2026年4月2日
情報提供要請③



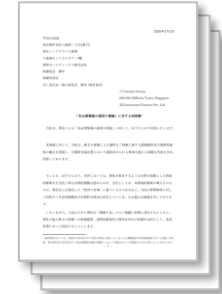
11営業日後
回答書③ 提出・公開

※ [開示はこちら](#)

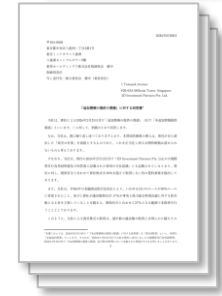
現在



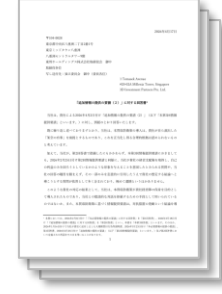
3Dの回答書は
いずれも一切開示せず



計76頁



計37頁



計16頁

出典: 3D「貴社の飛躍的な企業価値創造のために」、「東邦ホールディングスの企業価値最大化に向けて」、「当社による東邦HD株式の追加取得に関するご説明資料」、「東邦HDの企業価値を蝕む病理について」、「『本必要情報の要請』に対する回答書」、「『追加情報の提供の要請』に対する回答書」、「『追加情報の提供の要請 (2)』に対する回答書」; 東邦HD「当社株券等の大規模買付行為等に係る情報提供の要請に関するお知らせ」、「当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の要請に関するお知らせ」、「当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の再要請に関するお知らせ」

14+15. 買収防衛策導入前後の、誓約書の受領拒否・回答書の非開示や選別的引用という東邦HDの行動は、『3Dの主張や提案を真摯に検討してきた』との説明と相容れません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-14(2026年6月9日)

- 1 東邦HDは、これまでも3Dの主張や提案を真摯に検討してきたことに加え、買収防衛策導入後も3Dとの対話を継続している
- 2 3Dは、事実に反する自身の主観的意見を事実であるかのように開示し、株主を誤導している

14. 対抗措置が発動された場合、経営陣へ株主の声は届かなくなるのでしょうか？

いいえ、そのようなことは一切ございません。当社は、株主の皆様との建設的な対話を重要なものと考えております。**①**、当社はこれまでも3Dとも対話を重ね、同社の主張や提案について真摯に検討してまいりました。対抗措置が発動が承認された場合でも、かかる姿勢に変化はございません。

もっ**②**、3Dが、当社における未発覚の不正事案の存在や、架空の緊急事態のでっち上げといった、事実に反するご自身の主観的意見をあたかも事実であるかのように記載し、当社の株主の皆様を誤導する開示資料を公表したことは、当社としては大変遺憾です。当社は、3Dを含め、株主の皆様との対話をこれからも継続してまいります。

15. 3Dとの交渉や対話を打ち切っているのでしょうか？

いい**①** 本対応方針を導入後も3Dとの対話を継続しており、事実とは異なります。

3Dの見解

- 1 買収防衛策導入前・後における東邦HDの3Dとの対話姿勢は、真摯なものとは言い難いものです
 - 3Dは、取得する議決権の上限を30%にする誓約書案を自主的に提出しましたが、東邦HDは、誓約書の受領を拒否した上、買収防衛策の導入・発動理由において、誓約書案の存在について株主への開示、説明も行っていません(WP8頁参照)
 - 3Dが一貫して企業価値向上に向けて行ってきた対話の内容について、その主張内容のみを恣意的に切り取るにより、「二転三転」と非難(WP34頁参照)
 - 防衛策プロセスを通じて過大な情報提供要請を行い、3Dの回答内容についても、発動の結論に結び付ける形で選別的に引用するのみです(WP12頁参照)
- 2 「誤導的な開示」との非難は、具体的特定を欠いています
 - 「未発覚の不正事案」に関する記載はQ10における3Dの反論（本スライド12頁）のとおり供述調書の記載に基づくものであり、「架空の緊急事態」に関する東邦HDの主張への3Dの反論はQ6（本スライド9頁）のとおりです
 - いずれも一次資料に基づく3Dの開示に対し、本FAQは具体的な反証を示さないまま「誤導」と評するにとどまっています

16. 3Dが対話を開始してから買収防衛策が導入されるまでの株価と、導入以降の株価を比較すれば『3Dへの市場評価が一因』との説明が不合理であることは明らかです

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-16 (2026年6月9日)

- 1 株価は様々な要因で形成されるため、原因の特定は不可能
- 2 現在の株価は、市場が、3Dを短期的な利益を追求する投資家であると評価したことも一因である

16. 株価下落は本対応方針の導入が原因なのでしょうか？



- 1 株価は、企業の業績や景気、市場動向など複数の要因により形成されるため、原因を特定することはできません。もっとも、当社としては、- 2 現在の株価の形成要因については、市場において3Dが短期的な利益を追求する投資家であると評価され、3Dが本大規模買付行為等により、当社に対する影響力を強める意思が明らかとなったことも一因であると考えています。

18

3Dの見解

- 1 防衛策の導入後、東邦HDの株価はアンダーパフォームしています
 - 3Dのエンゲージメント期間(2023年3月～2025年10月)に東邦HDの株価は+125%とTOPIX(+67%)・競合平均(+48%)を大きく上回っていましたが、**防衛策導入(2025年10月31日)後は劣後に転じました**(導入後-15.8%、競合平均-1.2%、[WP21頁ご参照](#))
 - 以上の株価推移から、市場が企業価値毀損的と評価しているのは、3Dによる保有ではなく本防衛策であると推測できます
- 2 東邦HDは、「市場が、3Dを短期的な利益を追求する投資家であると評価したこと」につき、何らの根拠・裏付けを示していません
 - 仮に市場が3Dを「短期的利益を追求する投資家」と評価していたことが株価低迷の原因であれば、3Dの大量保有が公表された2024年6月以降、株価は劣後してははずです
 - 仮に市場が3Dを「短期的利益を追求する投資家」と評価していたことが株価低迷の原因であれば、買収防衛策の導入によって株価は上昇しているはずです
 - 現に、**東邦HDによる、買収防衛策発動議案上程の際の説明資料(2026年5月8日)における、「3D以外の「株主の皆様との対話」における主な意見**においても、そのような指摘、意見は**不見当**です

注: 引用文中の太字、下線などは3Dによる

出典: 東邦HD「第78回定時株主総会に関するFAQ」, 「3Dによる大規模買付行為等に対する取締役会評価結果・対抗措置発動に関する株主意思確認について-中長期的な企業価値の向上と株主共同の利益の保護に向けて-」; 3D「東邦HDによる不適切な買収防衛策の濫用について」


17. 3Dのマンガには事実に反する記載はなく、株主の皆様には誤解を生じさせる内容となっていません

東邦HDの主張： 第78回定時株主総会に関するFAQ-17(2026年6月9日)

- ① 3Dのマンガには、事実に反する内容が含まれる上、3Dの意見があたかも客観的な事実のように記載されている

17. 3Dからマンガが送られてきているが、マンガに記載されている内容は正しいのでしょうか？

いい、**①** 事実に反する内容が多く含まれています(詳細については各Q&Aをご参照ください) **①** 3D自身の主観的な意見についてあたかも事実であるかのように記載されているほか、当社経営陣について誤った印象を生じさせるイラストなどが含まれていますので、株主の皆様におかれましては、本FAQをよくお読みになっていただき、正しい情報に基づいた適切な判断をお願い申し上げます。



19

3Dの見解

3Dの公表したマンガにおいて、事実に反する記載や、3Dの意見につき客観的な事実であるかのように誤解させる記載はなされていません

- 3Dの公表したマンガは、具体的**根拠や客観的な見解などに最大限** **依拠するように作成**されています(3Dの開示したマンガについては [こちら](#))

①

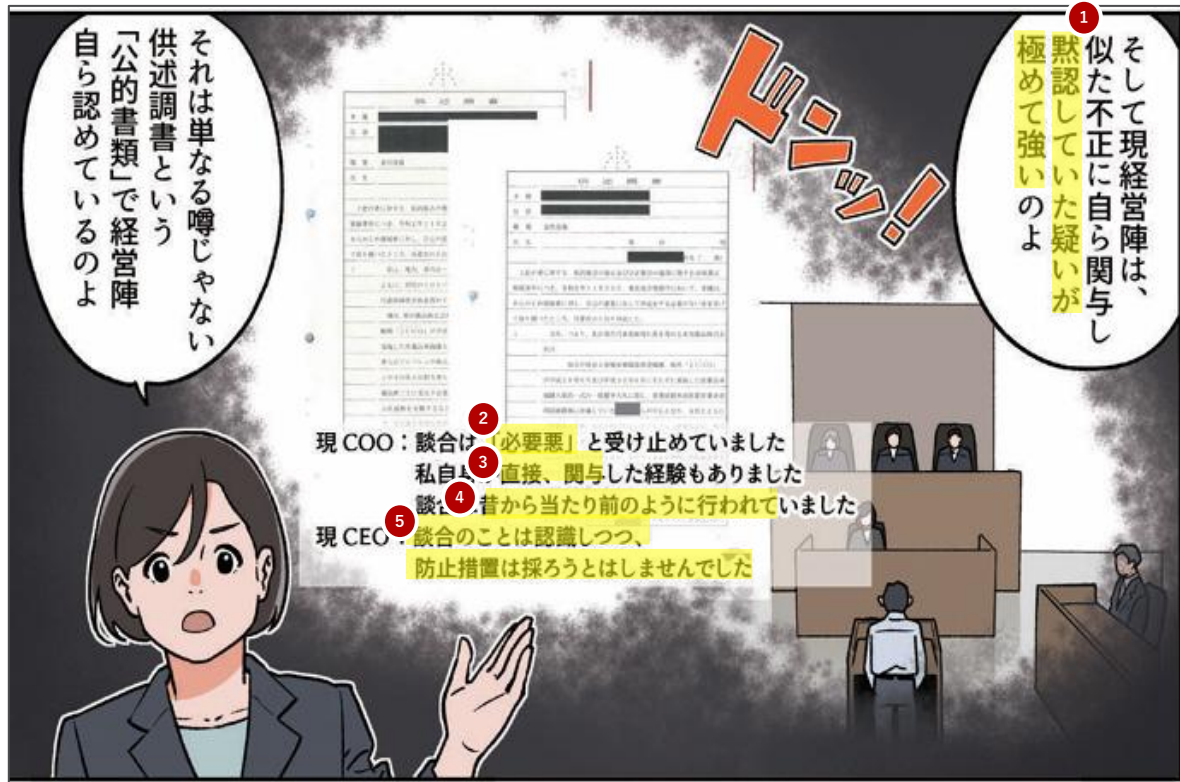
「事実に反する内容が多い」との指摘は、具体的特定を欠きます

- **どの記載がどの事実に反するののかの特定がなく**、「各Q&Aをご参照ください」とするのみです
- 東邦HDの各Q&Aにおける主張は、Q1～Q16への反論のとおりいずれも理由がなく、マンガにおいて事実に反する内容が多く含まれているとの本FAQにおける主張も成り立ちません

次頁において、3Dが、マンガにおいて“主観的な意見”を、“あたかも事実であるかのように”記載しないよう留意して記載している例について、ご説明申し上げます

17. 3Dは、客観的事実と、事実から推測できる内容について、可能な限り書き分けるように努めています

3Dは、マンガのセリフ内で、3Dの意見・主張を、それと分かるように分けて記載しつつ、引用については不正確にならないように努めています



マンガ3頁より(ハイライトは本スライドにおいて追加)

以下、マンガの記載が誤導的にならないように、どのように留意しているかについてご説明申し上げます

- ① 3Dは、枝廣・馬田両氏が、不正に関与・黙認したと考えているが、セリフ内では、あくまで「疑いが極めて強い」と確定的事実ではなく、3Dの主張であることが分かるような記載にした上で…
- ② 現COO馬田氏/CEO枝廣氏の発言についても、供述調書における以下の発言を適切に引用・要約しており、不適切な発言の要約等がないように努めています

“私は、(中略)医薬品卸売業界では入札などの際に競業²会社間で受注調整を行うのが当たり前であり、むしろ、言葉は悪いですが「必要悪である」くらいに受け止めてしまっていました”



馬田COO

“私は、過去に、(中略)受注調整を行っている状況を見聞きし、また、数は少ないものの、³私自身が直接、受注調整に関与した経験もありました”

“もっとも、私は、(中略)当社を含む医薬品卸売業者の間で、⁴受注調整が当たり前に行われていたことは昔から承知しており、引き続き、同様の受注調整が行われているであろうことは分かっていました”

馬田明氏供述調書(2020年3月18日)

“私は(中略)JCHOの入札はもちろんのこと東邦薬品、⁵アルフレッサ、メディセオ及びスズケンのいわゆる「医薬品4大卸」などの同業他社間で受注調整などを行っているであろうと思っていました”



枝廣CEO

“代表取締役社長であった私自身、(中略)東邦薬品の売上や利益の獲得、受注シェアの確保などを優先する気持ちから、(中略)受注調整⁵などをしていまいと直接指導したり、そのような行為を防止するために⁵踏み込んだ措置を採ろうとはしませんでした”

枝廣弘巳氏供述調書(2020年3月18日)

注: 引用文中の太字、下線などは3Dによる

出典: 3D「東邦HDによる不適切な買収防衛策の濫用について」, 「令和2年(特ワ)第3100号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件保管記録 馬田明氏 供述調書」, 「同事件保管記録 枝廣弘巳氏 供述調書」

免責事項

免責事項

このプレゼンテーション資料及びこのプレゼンテーション資料に含まれている情報（以下総称して「本プレゼンテーション」）は、東邦ホールディングス株式会社（以下「東邦HD」）に関する情報共有及び意見交換のために提供されるものです。3D Investment Partners Pte Ltd.は、東邦HDの株式を保有するファンド（以下「3Dファンズ」）の資産運用会社です。

本プレゼンテーションでは、東邦HDの事業、資本構成、取締役会、ガバナンス体制に限定した、3D Investment Partners Pte Ltd.及びその関連会社並びにそれらの関係者（以下総称して「3DIP」）の評価、推定及び意見を示しています。3D Investment Partners Pte Ltd.は、3Dファンズの資産運用会社としての立場からのみ、評価、推定及び意見を示しています。

本プレゼンテーションは、東邦HDの株主総会における取締役選任議案又は他の議案に関する議決権の行使又はその他の行為について、3DIPと共同で株主の権利（議決権を含みますが、これに限りません。）を行使することを勧誘又は要請するものではありません。3DIPは、自らの評価、推定及び意見を表明する行為又は本プレゼンテーションにおいて若しくは本プレゼンテーションを通じて行う他の株主との対話により、日本法（又はその他の適用がある法律）に基づき、共同保有者・特別関係者・密接関係者として取り扱われる意図又は合意がないことを明確にします。

3DIPは、東邦HDの株主が保有する議決権の行使につき、東邦HDの株主を代理する権限を受任する意思はありません。

3DIPは、東邦HD及び東邦HDグループ会社の事業や資産を第三者に譲渡又は廃止することについて、3DIPが、自ら又は他の東邦HDの株主を通じて、東邦HDの株主総会で提案することを意図するものではありません。また、3DIPは、東邦HD及び東邦HDグループ会社の事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする意思を有していません。

本プレゼンテーションは、いかなる取引、サービス若しくは商品の提案、勧誘若しくはマーケティング、広告、誘因又は表明ではなく、投資商品若しくはいかなる種類の投資の売買の助言若しくは投資商品を購入し若しくは売却すること、何らかの投資を行うこと、何らかの取引を実行すること若しくは（条件が記載されているか否かを問わず）その他の行為を避けるべきことを推奨するものではなく、また、いかなる特定の投資若しくは投資戦略のメリットなどに関する意見でもありません。戦略や取引のいかなる事例も、単に説明を目的としたものであり、過去又は将来の戦略や実績を示すものではなく、特定の戦略の成功可能性を示すものでもありません。

本プレゼンテーションは、情報提供のみを目的としたものであり、その他のいかなる目的のためにも、いかなる人にも依拠することはできません。また、本プレゼンテーションは、取引、投資、財務、法律、税務その他のいかなる助言、提案若しくは招請でもありません。

本プレゼンテーションは、3DIPが独自に収集した情報及び公表されている情報（いずれも3DIPは別途の検証を行っていません。）に基づき作成されたものであり、完全性、適時性又は包括性のあるものではありません。3DIPは、日本の金融商品取引法が規定するインサイダー情報（以下「インサイダー情報」）を受領しておらず、また、本プレゼンテーションにはいかなるインサイダー情報も記載していません。

本プレゼンテーションには「将来の見通しに関する記述」が含まれています。特定の将来の見通しに関する記述は、過去又は現在の事実と厳密には関連していない記述であり、「かもしれない」、「でしょう」、「想定します」、「信じます」、「予想します」、「計画します」、「推定します」、「見込んでいます」、「目標とします」、「予想します」、「求めています」、「し得ます」といった表現やこれらと同等の用語を用いたその他の変形、否定形、類似表現の一切を含んでいます。

同様に、3DIPの目的、計画、事業戦略、目標などを記載した記述は、将来を見据えたものです。本プレゼンテーションに記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、3DIPが本プレゼンテーションの作成時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいた、3DIPの意図、認識、期待、推定、仮定及び評価に基づいています。これらの記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスク、不確実性、仮定その他予測することが困難な要素を含んでおり、3DIPのコントロールの範囲内ではなく、実際の業績と大きく異なる可能性があります。したがって、実際の業績などがこれらの業績見通しとは大きく異なる結果となり得ます。そのため、実際の結果を予測するものとして将来に関する記述に依拠するべきではなく、実際の結果は将来に関する記述として記載され、又は示唆されたものと大きく異なる可能性があります。3DIPは、新たな情報、将来の展開その他の結果にかかわらず、将来の予想に関する記述を更新して公表したり、修正する義務を負いません。

免責事項

3DIPは、本プレゼンテーションに記載された情報が正確で信頼できるものであると信じていますが、3DIPは、当該情報や記載されている東邦HDグループ及びその他の企業に関する記述、口頭でのコミュニケーションについての正確性、完全性又は信頼性について何らの表明又は保証を行うものではありません。また、3DIPは、これらの記述やコミュニケーション（それについての不正確性や欠落も含みます。）についてのいかなる責任を負うものではありません。なお、公開会社については、公開会社又はその内部者が保有する非公開情報のうち、当該公開会社が公開していない情報が存在する場合があります。したがって、本プレゼンテーションに記載されている全ての情報は、何らかの保証をするものではなく、「現状のまま」で表示されており、3DIPはその情報の正確性、完全性又は適時性や、使用した結果について何らの表明も暗示的に行うものではありません。自ら専門家の助言を得て、関連する問題に関して自ら評価を行ってください。3DIPは、本プレゼンテーションに含まれる情報（それについての不正確性や欠落も含みます。）の全部若しくは一部の使用やそれに関連して発生したいかなる損失に対しても、いかなる義務又は責任も負いません。いかなる投資も、完全な資本の喪失を含む重大なリスクを伴います。いかなる予測や見積もりも、単に説明を目的としたものであり、想定される損益の上限を示したものとして捉えるべきではありません。3DIPは、いかなる人に通知することなく、本プレゼンテーションの全部又は一部を変更することができますが、本プレゼンテーションにおける修正、更新、追加情報若しくは資料を提供する義務、又は不正確を訂正する義務は負いません。

本プレゼンテーションには、ニュース報道又はその他の公開の第三者情報源（「第三者資料」）からのコンテンツ若しくは引用、又はそれらへのハイパーリンクが含まれます。本プレゼンテーションにおける第三者資料の引用の許可は、求められておらず、取得されていないことがあります。なお、第三者資料の内容については、3DIPが独自に検証を行ったものではなく、必ずしも3DIPの見解を示すものではありません。第三者資料の著者及び／又は発行者は、3DIPとは独立しており、異なる見解を持つ可能性があります。本プレゼンテーションに第三者資料を提供することは、3DIPが第三者資料の内容の一部について支持若しくは同意すること、又は第三者資料の著者若しくは発行者が、関連する事項に関して3DIPが表明した見解を支持若しくは同意することを意味するものではありません。第三者資料は、記載された問題に関して他の第三者により表明された関連するニュース報道又は見解の全てでもありません。

本プレゼンテーションの英語版に記載される（他の者に帰属しない）3DIPが作成した情報で、英語版と本プレゼンテーションの日本語版とが一致しない場合、別途の明示がない限り、日本語版の意味が優先されます。

3DIPは、現在、東邦HDグループの有価証券を実質的に保有し、及び／又は経済的利害関係を有しており、将来においても保有し、または経済的利害関係を有する可能性があります。3DIPは、東邦HDグループに対する投資について、継続的に、また、様々な要因に応じて、東邦HDグループの財政状態及び戦略的方向性、東邦HDとの協議の結果、全体的な市場環境、3DIPが利用可能なその他の投資機会、東邦HDグループの有価証券の購入又は売却を希望する価格で実行する可能性など、いつでも（3DIPがポジションを得た後の公開市場又は非公開の取引を含みます。）、売買、カバー、ヘッジ、又は投資の形態や実体（東邦HDの有価証券を含みます。）を、関係法令で許容されるいかなる方法によっても、変更する可能性があり、また、そのような変更について他者に通知する義務を明示的に負うものではありません。また、3DIPは、東邦HDに対する投資に関して適当と判断するいかなる行動も取る権利を留保します。この行動は、取締役会、経営陣又は他の投資家とのコミュニケーションを含みますが、これに限られません。

本プレゼンテーション及びその内容は3DIPの著作物です。本プレゼンテーションで言及されるすべての登録された又は登録されていないサービスマーク、商標及び商号は、それぞれの所有者の財産であり、3DIPによる本プレゼンテーションの使用は、これらのサービスマーク、商標及び商号の所有者との提携又は所有者による承認を意味するものではありません。いかなる場合においても、3DIPは、本プレゼンテーションの使用から生じる、直接的又は間接的な特別損害、付随的損害又は派生的損害（逸失利益を含みます。）について、いかなる当事者に対しても責任を負わないものとします。

本プレゼンテーションに記載された内容は、予告なく変更・更新されることがありますので、ご注意ください。本プレゼンテーションを読むたびに全ての内容をご確認ください。